

## 【資料 2】

### (案)

令和元年 1 1 月 日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市卸売市場運営協議会  
会 長 栗 原 伸 夫

卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について（答申）

令和元年 1 1 月 5 日付 1 卸第 3 1 8 号により貴職から諮問を受けた標記の事項について、審議した結果、原案に対して下記のとおり答申する。

#### 記

中央卸売市場及び地方卸売市場水産物部は、今後も地域における生鮮食料品の基幹的な流通拠点施設としての公共的な機能を維持するために、久留米市が引き続き開設者として、市場の活性化及び公正な取引環境の確保に向けて尽力されたい。

卸売市場法改正に伴う条例改正等の対応については、原案で示された基本的な考え方（改正法の主旨の踏襲、国及び県からの認定、公正な取引環境の確保、許可承認等の事務手続きの簡略化等）は適当である。

しかしながら、取引ルールの設定については、市場関係者の懸念が残ることから、以下に示す必要な措置を講じることを要望する。

- 1 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び開設者が、それぞれの役割・機能を発揮し、市場の活性化が図られること
- 2 取引ルールについては、市場関係者間の十分な調整を図って設定すること。また、取引ルールが適切に運用されるよう開設者が十分に検査・指導すること
- 3 市場取引委員会の役割を見直し、公正な取引の確保及び市場関係者相互の連携強化が図られること
- 4 将来的な市場を取り巻く環境変化に対して、迅速な対応が図れる仕組みとすること